

# 鶴が丘だより

## 特集 2017 確定申告

「確定申告」・「住民税申告」の時期となりました。平成28年分の確定申告は、平成29年2月9日(木)から、3月15日(水)までです。「確定申告」も「住民税申告」も、活用もさせていただきますので、ご活用ください。なお、作成済みの所得税及び復興特別所得税の確定申告書に限り、町田市役所でも受け付けています。

町田税務署では、期間中の確定申告作成・提出会場も「ぽっぽ町田」で行います(2月19日と2月26日は日曜日実施)。期間中は、町田税務署での受付はございませんので、ご注意ください。

### I. 「確定申告」とは

税金には所得税・消費税・固定資産税等の様々な種類があります。サラリーマンは、毎年1月1日から12月31日まで得た全ての所得を計算し、あらかじめ所得税を給与から天引きされる仕組みになっており、微調整や清算を年末調整で行っています。

※「確定申告が必要な方」とは

確定申告が必要な方の例として以下の方が挙げられます。

- ・自営業で納税額がある
- ・不動産収入がある、納税額がある
- ・2か所以上から給与所得がある
- ・公的年金を受けている(障害年金除く)
- ・給与所得が2000万円を超える
- ・医療費控除がある
- ・住宅ローン控除がある
- ・昨年中に退職等で年末調整を受けられなかった等



### ※今回の確定申告の主な改正点

今回から、①非居住者である親族への扶養控除や障害者控除等を受けられる場合は、親族関係書類や送金関係書類も確定申告書に添付等が必要となりました。②給与所得控除の上限額が、230万円に引き下げられました。③特定増改築等住宅借入金等特別控除で、住宅の多世帯同居工事等として平成28年4月1日以降に同居した場合に、特別控除が適用されました。

### ※医療費控除とは

ご自身やご自身と生計を同じくする配偶者、親族(6親等以内の血族等)の医療費が、平成28年1月1日から12月31日の1年間に10万円以上あった場合、20万円を限度として医療費が差し引かれ、その分税金が安くなるものです。



ある日の  
鶴が丘

スタッフリレー

後藤院長



▼高校時代は美術部だったの、小粋な絵葉書や切手を集めるのが趣味で、気付けば200枚以上になりました。

▼欲しいものは貯筋。嫌いなものは脂肪です、エレベーターの前で待んでいたら声をかけてください。

▼診療のほかに何かプラスアルファのものを提供し、回来してよかった病院を目指します。

▼これから、よろしくお願ひします。

※「医療費控除の対象」とは

まずは、医療費の領収書がお手元にあるかご確認ください。対象となる医療費は以下のような様々なものがあります。

- ・医師、歯科医師による診療や治療費
- ・治療のための指圧師、鍼灸師などによる施術費
- ・助産師による娩介助費
- ・医師等による特定保健指導費
- ・（通院費、入院中の食事代・部屋代、医療器具購入・賃借費、医師によるおむつ使用証明のあるおむつ代等）
- ・介護保険制度で提供される一定の施設・居宅サービス費等



※障害者控除・障害者特別控除とは

ご自身や同居しているご家族が親族の中で、障害者がいる場合、控除が受けられます。なお、障害者控除は、扶養控除の適用とならない16歳未満の扶養家族も対象となります。

※確定申告へ行かれる際には

- ・確定申告書  
（会場等で配布しています）
- ・認印（シャチハタ不可）
- ・源泉徴収票  
（平成27年の収入がわかるもの）
- ・医療機関の領収書等
- ・障害者手帳
- ・還付金払込先が分かるもの
- ・マイナンバーの分かるもの

を、ご用意の上、お出かけください。

Ⅱ. 住民税申告

同時期に、住民税申告があります。市区町村税とも言われ、身近に受ける行政や公共サービスの費用を住民が支払う制度です。

給与等から天引きされる方もおられますが、雇用されておられない場合、その年の収入をお住まいの市区町村に申告する必要があります。毎年2月中旬に申告書が発送されますので、ご自宅に届きましたら必ずお手続き

ください。手続きは、町田市役所でも受付ていきます。

※住民税申告を行うと：

以下のような様々な制度の金額（上限額等）が決定します。

- ・国民健康保険料
- ・障害者総合支援法のサービス上限額
- ・入院費の上限額
- ・入院中の食事代の減額等

※今年から、申告時にマイナンバーが必要となりました。忘れず、お出かけください。

★手続きを忘れると、住民税のみならず国民健康保険料等も最高額が課税され、様々な上限額も引き上げられますので、ご注意ください。

（参考）国税庁HP

<http://www.nta.go.jp>

〈文責 高野〉

今月の...

いろはカルタ

物(も)はため(た)め(め)だ(だ) 何(なに)でも(も)や(や)ら(ら)う(う)

背(せ)伸び(のび)は(は) 長(なが)く(く)つ(つ)づ(づ)か(か)な(な)い(い)

家族教室・講演会  
のご案内

日常生活にいかす  
アンガーマネジメント

3月4日(土) 13:30

※当日「デイケア棟」

※参加費は無料です。

医療法人社団 鶴永会

鶴が丘ガーデンホスピタル  
TEL: 044-988-3121  
東京都町田市三輪緑山2-2133-1  
長津田いこいの森診療所  
TEL: 045-507-7656  
神奈川県横浜市緑区長津田4-11-14